

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省24-43)

施策名	目標10-1放射性物質により汚染された廃棄物の処理				
施策の概要	放射性物質汚染対処特措法の円滑な施行等により、放射性物質により汚染された廃棄物の適正な処理を推進する。				
達成すべき目標	対策地域内廃棄物の処理については、今後、帰還の妨げになる廃棄物を速やかに撤去し、仮置場に搬入することを優先目標とし、既に仮置場を確保している自治体は概ね平成25年度中の搬入完了を目標とする。仮置場の確保に向けて調整中の場合は、搬入完了時期の目標を年内を目途に個別に設定し、対策地域内廃棄物処理計画に反映する。 指定廃棄物の処理については、既存の廃棄物処理施設の活用について、引き続き検討を行いつつ、指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している都道府県において、必要な最終処分場などを確保して進めることを目指す。 中間貯蔵施設については、仮置場への本格搬入開始から3年程度を目途として供用開始できるよう、施設整備を進めることを目指す。				
施策の予算額・執行額等	区分	22年度	23年度	24年度	25年度
	当初予算(a)	-	-	77,224,000	97,139,000
	補正予算(b)	-	46,198,912	10,427,000	
	繰り越し等(c)	-	0	41,885,000	
	合計(a+b+c)	-	46,198,912	129,536,000	
執行額(千円)	-	1,776,000	(※記入は任意)		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)					

1 災害廃棄物(対策地域内廃棄物)の処理・処分割合(%)	/	施策の進捗状況(実績)	目標
		「対策地域内廃棄物処理計画」に基づき、仮置場等の設置に向けた取組を実施中。一部仮置場については供用開始済み。	100
		施策の進捗状況(実績)	目標
2 指定廃棄物の処理・処分割合(%)	/	「指定廃棄物の最終処分場候補地の選定に係る経緯の検証及び今後の方針」に基づき、最終処分場設置に向けた取組を実施中。	100
		施策の進捗状況(実績)	目標
3 中間貯蔵施設の供用開始	/	「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」に基づき、中間貯蔵施設設置に向けた取組を実施中。	27年 供用開始

※空間線量率が特に高い地域を除く。

施策に関する評価結果	目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策地域内廃棄物の処理について、仮置場や仮設焼却炉等の設置に向けた取組を行っている。平成25年9月末時点で、南相馬市4箇所、浪江町1箇所、楡葉町4箇所、川内村1箇所の仮置場について供用開始済み。楡葉町では、災害廃棄物の搬入が完了し、川内村では、家の片付けごみの搬入が概ね完了。なお、田村市については、仮置場を設置せずに処理中。</li> <li>・「指定廃棄物の最終処分場候補地の選定に係る経緯の検証及び今後の方針」に基づく、指定廃棄物の最終処分場の確保に係る取組を行った。</li> <li>・中間処理に関しては、下水汚泥については、福島市堀河町終末処理場と県中浄化センター(郡山市)で減容化事業を進めている。農林業系副産物については、岩手県一関市において、生活ごみと放射性物質を含む牧草を一緒に焼却処理を行う実証事業を実施するとともに、福島県鮫川村において、村内で発生し処理が滞っている稲わら・たい肥等を処理するため、仮設焼却施設の設置を進めている。</li> <li>・「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」に基づき、中間貯蔵施設設置に向けた取組を行っているところ。</li> </ul>
	目標期間終了時点の総括	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対策地域内廃棄物の処理については、目標としている平成26年3月末までの終了が困難であることから、処理の進捗状況について総点検を実施し、今後の対策地域内廃棄物処理の進め方、処理の加速化・円滑化のための施策についてとりまとめ、平成25年9月10日に公表。今後、帰還の妨げになる廃棄物を速やかに撤去し、仮置場に搬入することを優先目標とし、既に仮置場を確保している自治体は概ね平成25年度中の搬入完了を目標とする。仮置場の確保に向けて調整中の場合は、搬入完了時期の目標を年内を目途に個別に設定し、対策地域内廃棄物処理計画に反映する。</li> <li>・指定廃棄物の最終処分場候補地の選定については、昨年9月に候補地を示した地元からの強い反対等を受け、その後の説明ができず、期待していた成果が十分に得られたとは言えない。このような状況を受け、これまでの取組経緯について検証を行った結果、地域の実情や意向を重視する新たなプロセスへと大幅に改めることとした。これを受け、平成25年3月以降、自治体との意見交換を重視するため、市町村長会議を開催している。市町村長会議において、有識者会議で、ご審議いただいた施設の安全性、候補地の選定手順等について丁寧な説明して進めているが、各県毎に異なる対応の検討が必要となっており調整が難航している。今後とも、丁寧に手順を踏みつつ、着実に前進できるよう取り組んでいく。</li> </ul>

学識経験を有する者の知見の活用	・最終処分場等の安全性の確保に関する考え方から選定手順に基づいて実施する詳細調査の方法、その結果の評価も含めた一連の作業について評価を頂くため、学識経験者で構成される指定廃棄物等有識者会議を設置。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局名	大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課	作成責任者名	山本 昌宏	政策評価実施時期	平成25年6月
-------	------------------------	--------	-------	----------	---------